

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年6月11日開催 主要行等]

1. 金融・資産運用特区における外国人銀行口座の開設支援ネットワークについて

- 金融・資産運用特区における取組として、海外からのビジネス進出を志向する外国人に対する金融機関・自治体による銀行口座開設支援ネットワークを構築する。
- 本取組は、外国人による銀行口座の開設について、言語の壁、審査書類の提出対応等で、開設までに多くの事務手続き負担や時間を要するケースがみられることを踏まえ、運用面において、手続きの迅速化・円滑化を図るもの。
- 6月5日に、本取組への参加を希望する金融機関の募集・参加要領について周知しているところ、積極的な参加を検討していただきたい。

2. 女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム中間とりまとめ「男女間賃金格差の解消に向けた職場環境の変革」について

- 2024年6月5日、政府の女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチームにおいて、各業態の男女の賃金格差に関する現状や課題が分析され、中間取りまとめが公表された。
- 本取りまとめの中で、金融業・保険業を含めた5産業が業界平均と比較して男女の賃金格差が特に大きいことが指摘されており、男女間賃金格差解消に向けたアクションプランを、業界において、2024年内に策定に着手し、できるだけ早期に公表することが要請された。
- 今後、金融庁から貴協会に対して別途相談するので、アクションプラン策定に向けた協力をお願いしたい。

3. 「商品・サービス及び業務のライフサイクル管理に関する基本的な考え方」

（案）に対する意見募集の実施について

- 「商品・サービス及び業務のライフサイクル管理に関する基本的な考え方」（案）に関し、2024年4月26日から5月31日にかけて意見募集を行った。
- 本文書は、金融機関の経営環境が複雑化し、急速に変化する中で、金融機関における商品等の管理態勢を見直し、高度化する必要性が増しているとの観点から「商品等のライフサイクル管理」に関し、金融庁としての基本的な考え方をまとめたもの。
- 主として本邦大手銀行、本邦大手証券会社及び海外 G-SIBs の日本拠点を対象に、より良い実務の構築に向けた金融庁と金融機関との対話の材料として活用することを念頭に置いている。
- 経営トップに期待することは、新商品等の導入のスピードと、十分なリスクの特定・評価を両立することのできる新商品等管理態勢の経営上の重要性を認識し、態勢の整備を担う役職員等に対して、その重要性を示していくことである。このような姿勢を示すことで、例えば過度に重厚なリスク特定・評価プロセスを整備したために、新商品等の導入の時期を逸するといったことや、形式的な運用に陥るといったことを防いでいただきたい。
- 本文書は、意見募集の結果を踏まえ、近日中に最終化することを予定している。各大手行においては、本文書も参考に、新商品等管理態勢や商品等の継続的な管理態勢の向上に取り組んでいただきたい。

4. 「事業再生情報ネットワーク」の創設について

- 2024年3月に公表した「再生支援の総合的対策」を踏まえ、事業者の経営改善・事業再生に向けた資金面での悩みごとのうち、公租公課の分割納付の相談など、関係省庁間で連携が必要なものを、金融庁・国税庁・厚生労働省・中小企業庁で共有する、「事業再生情報ネットワーク」を新たに立ち上げ、6月中に運用を開始する。

- 金融機関においては、顧客企業に対し、必要に応じて、本ネットワークでの相談先となる金融庁相談窓口や中小企業活性化協議会を周知していただくとともに、顧客企業から本窓口の活用を相談された際は、事業者の状況を踏まえた柔軟な対応に努めていただきたい。なお、金融庁相談窓口を活用するに当たっては、金融機関による支援があることが関係省庁間で情報共有する前提となる点に留意していただきたい。

5. コロナ資金繰り支援策の転換を踏まえた事業者支援の徹底等について

- 上記「再生支援の総合的対策」を踏まえ、「コロナセーフティネット保証4号」や「コロナ借換保証」は2024年6月末の期限をもって原則終了し^(注1)、同様に、日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の金利引下げについても終了^(注2)する予定。

(注1) 能登半島地震の影響が残る地域では、災害セーフティネット保証4号及びコロナ借換保証は継続。

(注2) 災害貸付金利を適用した上で、2024年12月末まで延長。

- 他方、コロナ禍からの経営改善・再生を図るための支援ツールとなる「コロナ経営改善サポート保証」・「コロナ資本性劣後ローン」や、円安等に伴う資材費等の価格高騰対策として実施している日本政策金融公庫等の「セーフティネット貸付」は2024年12月末まで延長される予定。
- 金融機関におかれては、足元の物価上昇や人手不足の影響、金融政策の枠組みの見直しに伴う今後の影響等も踏まえ、引き続き事業者に最大限寄り添ったきめ細かな支援を徹底していただきたい。

6. 各金融機関の関連会社における計算書類の公告について

- 株式会社は、小規模なものも含め、定時株主総会の終結後遅滞なく、計算書類を公告しなければならない旨、会社法第440条において規定されているところであり、金融機関の関連会社も、株式会社であればこの規定の対象となっている。

- 各金融機関において、これら計算書類の公告等について適切に対応していただいているものと考えているが、企業集団・グループの業務の執行が法令に適合することを確保する観点からも、各金融機関の関連会社においても、計算書類の公告が適切に行われているかどうか、今一度確認をお願いしたい。

7. 高齢者等終身サポート事業者ガイドラインについて

- 高齢者等に対して身元保証や死後事務、日常生活支援等のサービスを行う事業者（高齢者等終身サポート事業者）の適正な事業運営を確保し、当該事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できるようにするため、2024年6月11日、政府において、高齢者等終身サポート事業者ガイドラインが策定された。
- 金融機関においては、今後、高齢者等終身サポート事業者が高齢者本人の代理人として手続を行う場合においては、顧客利便の観点も踏まえて適切な対応をお願いしたい。
- 同様の観点から、本人死亡後の口座の閉鎖手続時は相続等の関係書類が多く、遺族による手続が煩雑になるため、顧客の個別事情に配慮し、丁寧な対応（窓口マニュアル整備の徹底等）を行うよう、金融機関に対して併せてお願いしたい。

8. 政策保有株式について

- 2024年3月期の政策保有株式の縮減計画に関する各行の進捗状況については、計画を大きく上回るペースでの縮減となった銀行も多く見られるなど、計画に沿った縮減が進められたものと承知している。
- 政策保有株式の縮減は、コーポレートガバナンス・コードの要請はもとより、金融機関としての健全性の観点から、株価変動リスクを低減する意味においても当局として注視している。
- 引き続き、政策保有株式の着実な縮減を進めていただきたい。

9. スタートアップビザを活用する外国人への金融サービス提供の円滑化等に係る自治体アンケート調査結果について

- 2023年2月に、いわゆるスタートアップビザを活用する外国人への金融サービス提供について要請※したところ、規制改革推進に関する中間答申（2023年12月決定）等を踏まえ、要請の実効性にかかるフォローアップのために、スタートアップビザ制度を実施する自治体にアンケート調査を実施した。

※ いわゆるスタートアップビザを活用する外国人から、入国後6月経過以前に口座開設の取引の申し出があった場合、創業活動確認証明書等を確認の上で、居住者口座又は居住者と同等の口座を提供するなど、適切な対応を講じる旨要請。

- アンケートでは、金融機関の窓口において、要請内容が認識されていなかったことや、有効期限の切れた証明書類の取扱いが明確化されていなかったこと等が原因で、円滑な口座開設に支障を来した事例が一部みられた※。

※ 調査対象期間である2023年3月1日～2024年3月31日にかけて、スタートアップビザを活用して入国した外国人は166名。円滑な口座開設に支障があったと自治体が認識した事例は9件。

※ 証明書類の有効期限は、在留資格認定手続きに係るものであるため、提示された証明書類の有効期限が既に超過していた場合であっても、発行自治体に確認する等により、当該外国人がいわゆるスタートアップビザを活用していることが明らかである場合は、有効期限内の証明書類を確認した際と同様に取り扱い差し支えない旨、Q&Aを更新し明確化する。

- 事務的にも連絡するが、金融機関においては、いわゆるスタートアップビザを活用する外国人から、入国後6月経過以前に口座開設の取引の申し出があった場合、証明書類を確認の上で、居住者口座又は居住者と同等の口座を提供するなど、適切な対応を講じるよう改めて伝えるとともに、窓口現場への周知徹底をお願いしたい。

10. 「貸付条件の変更等の実施状況」の報告頻度見直しについて

- 「貸付条件の変更等の実施状況」は、各金融機関からかねてより報告負担軽減の要望が寄せられてきた。

- 金融庁としては、2024年4月に最後のゼロゼロ融資の返済ピークを迎えたことを踏まえ、少なくとも、2024年度上期（4－9月実績報告分）においては、引き続き月次で中小企業向け融資に係る貸付条件の変更等の件数を丁寧に確認する必要があると考えている。
- 一方、要望を踏まえ、2024年度下期（10－3月実績報告分）以降、上記件数については、現在の月次から半期へ報告頻度を見直すなど、検討していく。検討結果については、下期が始まるまでに事務的に連絡する。

11. 2023 事務年度のモニタリング結果について

- 事務年度末にあたり、大手銀行グループに対する通年検査のフィードバック面談を各社の経営陣と行っている。2023 事務年度も、各金融機関の協力により、有意義なモニタリングを実行することができたと考えている。
- 2023 事務年度のモニタリング結果を踏まえ、何点か申し上げる。

（1）リスクガバナンス

- 2023 事務年度のモニタリングでは、各社それぞれが抱えるリスク管理上の最重要の課題について対話し、フィードバックを行っている。各社においては、これを踏まえて、引き続きリスク管理やガバナンスの強化に努めていただきたい。
- 2023 事務年度は、海外不動産融資について、その与信方針・リスク管理状況等についてモニタリングを実施した。一部には課題が見られたが、各行それぞれのビジネスモデルを踏まえたリスク管理態勢の高度化に取り組んでいただきたいと考えている。
- 次に、近年、複数の破綻企業において、粉飾決算を行っていた事案が表面化した。今回、これらの事案を受けて、一部の銀行に対し、与信管理の状況について改めてモニタリングを実施した。与信先の的確な実態把握や融資実行時の使途・返済原資の確認、期中における変化・兆候管理など、一層の与信管理態勢の強化等に取り組むことが必要と考えている。

- 加えて、外貨流動性リスクの管理については、従来から日銀との共同調査を通じて、着実な進展を確認しているが、一層のリスク管理の高度化に向けた課題も残っているため、引き続き、取組を進めていただきたいと考えている。
- また、2023 事務年度マイナス金利が解除され、更なる円金利上昇を想定し得る状況である。適切なリスク管理と預貸運営、丁寧な顧客対応が求められる局面であり、今後も、対応状況について確認する。

(2) 顧客本位の業務運営の確保

- 2023 事務年度は、顧客本位の業務運営に関する原則を踏まえ、外貨建一時払保険、仕組預金を中心に個別のリスク性金融商品に係るプロダクトガバナンス態勢や販売・管理態勢などのモニタリングを行った。
- 当該モニタリングで認められた、販売会社等において共通するとも考えられる課題^(注1)等を、「リスク性金融商品の販売会社等による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果」で記載予定である。(7月5日公表)

(注1) モニタリングで認められた課題事例等について

①プロダクトガバナンス態勢について

「外貨建一時払保険（特に運用型）」及び「仕組預金（外貨償還特約付預金）」^(※1)について、商品性（リスク・リターンの合理性等）に係る検証が十分に行われないうまま、実質的な議論を行うことなく、商品の導入が行われていた事例が見られた。

販売会社におかれては、必要に応じて組成会社と連携し、商品性の検証を行った上、リスク性金融商品の導入を判断するとともに、導入後においても販売実績等を踏まえて商品性を継続的に検証していただきたい。

(※1) 仕組預金（外貨償還特約付預金）を購入した顧客が受け取った円ベースの償還金のトータルリターン（年率換算）がマイナスとなっている商品もあった。

②販売・管理態勢について

販売会社におかれては、以下の事例も踏まえ、必要に応じて組成会社と連携し、顧客属性やニーズ等を把握した上で、当該顧客にふさわしい金融商品を販売するとともに、商品販売後のフォローアップにも努めていただきたい。

- 「外貨建一時払保険（特に運用型）」及び「仕組預金（外貨償還特約付預金）」について、必要な金融知識を持ち合わせておらず、リスク特性を理解していないといった懸念のある顧客に販売している事例が見られた。

- 「外貨建一時払保険（特に運用型）」について、目標値に到達したターゲット型保険の多くが解約され、当該解約後、同一商品を同一顧客に販売する乗換販売^(※2)が発生していた事例が見られた。

(※2) 乗換販売は、販売手数料等が二重に発生することを考慮すると、必ずしも顧客にとって経済合理性があるとは言えないと考えられる。

- このほか、2023 事務年度は、「リスク性金融商品販売に係る顧客意識調査結果」^(注2)も併せて公表する予定である。

(注2) 数年に一度実施しており、今回で3回目（前回は2021年6月公表）。

- 経営陣においては、当該モニタリング結果等も参考に、顧客本位の業務運営の確保に向けて、リーダーシップを発揮して取り組んで頂きたい。

(3) サイバーセキュリティ

- サイバーセキュリティは、金融機関ひいては金融システムに重大な影響を与えかねない問題であり、金融庁は、近年、サイバーセキュリティの検査・モニタリングを実施してきた。
- サイバーリスクは金融セクターのトップリスクであり、サイバーセキュリティの確保は経営層の責務である。金融庁としては、引き続き、モニタリングを通じ、各社のサイバーセキュリティの実効性を検証していく。

(4) マネロン等対策

- マネロン等対策については、2024年3月末を期限としたマネロンガイドラインに基づく態勢整備の進捗状況を中心に確認した。各金融機関においては、今後、マネロン等リスク管理態勢の有効性を検証し、必要な改善を繰り返しながら強化・高度化していく必要がある。経営陣におかれては、2024年3月末までに整備した管理態勢をスタート地点として捉え、引き続きリーダーシップを発揮して、管理態勢の有効性を高める取組を進めていただきたい。
- 一部の主要行との間では、整備した態勢の有効性を検証する取組についての対話も既に開始している。
- 有効性検証の取組については、顧客管理措置や取引モニタリングといった

個々のリスク低減措置の実効性の検証はもとより、マネロン等対策に係る方針・手続・計画の包括的な見直しにより、各行が自ら、態勢の高度化を図る動きが見られた。

- 金融庁としては、当面の間、2024年3月末時点の「対応結果報告」を踏まえたモニタリングを通じて、各金融機関における態勢整備状況の確認に加え、有効性検証に関して、取組事例の共有や、各金融機関の参考となるような一定の目線・考え方を整理できないか検討を進めていく。
- また、SNS型投資詐欺事案において預貯金口座の悪用が増加傾向にある実態を踏まえ、預貯金口座の不正利用対策に関してもモニタリングを実施した。
- 一部の金融機関では、口座の不正利用が頻発する時間帯や不正利用特有の挙動を分析の上、これらの特徴に応じて、例えば、営業時間外にも、送金取引の自動保留や謝絶、預貯金口座の凍結判断を行うなどの動きが見られた。
- 足元では、法人口座を含む預貯金口座を不正に利用し詐欺等の被害金の資金洗浄を行ったとする事案が発生しており、各金融機関においては、これまで以上にリスク感度を高く持って対策を検討していただきたい。

(5) 結び

- フィードバックレター等で各社に伝達している内容については、特に経営陣の主導により、リソースの確保も含めて取組を着実に進めていただきたいと考えており、金融庁としても、その取組をフォローアップしたいと考えている。

12. 投資詐欺等への対策について

- 昨今、SNS上で著名人等になりすました投資詐欺やフィッシングによる被害が急増している現状を踏まえ、政府として、これらの犯罪に対処するための総合的な対策が、2024年6月目途に取りまとめられる。
- 今後、取りまとめられる総合的な対策の内容も踏まえ、金融庁としては、関係省庁と連携し、犯罪者グループによる法人口座を含む預貯金口座の悪用

防止のための不正利用防止対策の推進など、詐欺等の金融犯罪被害の抑止に向けた対応を強化していく。各社におかれては、引き続き協力いただきたい。

13. 次回のサイバーセキュリティ・セルフアセスメント（CSSA）について

- 2022 事務年度から地域金融機関等を対象に実施している「サイバーセキュリティに関する自己点検票」に基づく自己評価（サイバーセキュリティセルフアセスメント：CSSA）の取組[※]について、2024 事務年度の実施に向けて準備中であり、6月下旬目途に、協会を通じて、各金融機関に自己評価の実施を依頼する予定である。2024 事務年度においては、3メガバンク以外の主要行等も対象とする予定である。

※ 2023 事務年度分の結果は、4月に金融庁のホームページにおいて公表した

(<https://www.fsa.go.jp/news/r5/cyber/20240423.html>)。

- 経営層においては、この自己点検票を活用して、体制、人員・予算、人材育成を含めて、自組織のサイバーセキュリティの状況を確認した上で、その改善を主導していただきたい。自己評価結果は集計した上で還元する予定。

14. 資産運用フォーラムについて

- 2023 年末公表した「資産運用立国実現プラン」の施策を、内外の関係事業者や投資家のニーズに沿った形で進めるため、内外の関係者との対話や日本市場の魅力等に関する情報発信を行う「資産運用フォーラム」を、Japan Weeks（9月30日～10月4日）中の10月3日に立ち上げる予定。
- それに向けて、先日、「資産運用フォーラム」やその立ち上げイベントの概要が公表され、会員募集が開始された。国内外の金商業者や機関投資家が中心となる組織であるところ、登録金融機関も参加が可能であり、かつ歓迎ですので、ぜひ注目していただきたい。詳細は、総合政策課や、資産運用フォーラムの事務局となるブルームバーグ社まで連絡していただきたい。

（参考）資産運用フォーラム特設サイト URL：<https://amforum.jp/>

15. NISA について

- NISA について、申し上げる。2024 年 3 月末時点の NISA 口座数は約 2,323 万口座、買付額は合計約 41.6 兆円となる見込みである。新 NISA 開始後、利用状況全体が明らかになるのは初めてだが、この結果を見ても、新 NISA の開始を契機に、多くの国民の方が資産形成に関心を示されている状況が実感できると思う。
- 他方、（これまでも申し上げていることではあるが、）このように新たに資産形成に踏み出す方々が増えている状況であるからこそ、今一度、国民の皆様が適切に制度を活用していただけるよう、官民連携して、わかりやすく丁寧に周知・広報を行う必要がある。各金融機関においては、引き続き、適切な顧客対応に取り組んでいただく必要があると考えている。
- 具体的には、利用者が資産形成に一步を踏み出す前提として、利用者に次のようなことを理解していただくことが重要である。
 - ① まず、利用者自身が、各々のライフプランやライフステージを踏まえ、どのような資金ニーズが発生するか、それに対応してどのような資産形成が必要かをよく考えること、
 - ② 次に、長期・積立・分散投資の意義と同時に、投資には、様々なリスクや元本割れのおそれもあること、
 - ③ そして、資産形成に取り組むにあたっては、NISA 以外の選択肢も含め、様々な方法や制度を適切に組み合わせ活用することが重要であることの 3 点である。
- さらに、各金融機関においては、実際に NISA 口座を用いた取引を行う利用者に対して、
 - ・ 顧客ニーズやリスク許容度の確認や、
 - ・ 提案・販売する商品の特性や注意点等に関する丁寧な説明、
 - ・ 販売後のフォローアップ等、利用者が安心して資産形成に取り組むことができるよう、顧客本位の業務運営に取り組んでいただくことが重要である。特に、株式市場や為替市場が大きく変動する中においては、投資の経験が浅い方ほど、不安になって慌てて

損切りしてしまう場合もあろうかと思う。利用者が安心して資産形成に取り組むことのできる環境を整えるため、今一度、営業現場においても、長期投資や積立投資の意義の周知も含め、NISA制度や趣旨を十分に理解した担当者を配置するなど、顧客対応の質の向上を図る余地がないか、検討していただければ幸いである。

16. 金融・資産運用特区について

- 6月4日に対象地域に決定された4地域（北海道・札幌市、東京都、大阪府・大阪市、福岡県・福岡市）については、国際的な金融機能の集積を図るべく、当該地域で業務を行われている金融機関には、様々な協力要請がある可能性。是非、前向きにご検討をお願いしたい。また、この施策が進めば、例えば外国人向け銀行口座の開設ニーズも増加し得るので、その際には円滑な対応をお願いしたい。

17. アセットオーナー・プリンシプル

- 6月3日にパブコメ案が作業部会で検討され、決定された。今後、パブコメ後、最終決定が行われるが、各金融機関においては是非、同プリンシプルの周知と、その実行に当たって、それぞれのアセットオーナーとの関係の中でのサポートをお願いしたい。

18. 5月G7財務トラックの成果物について

- 5月23日から25日にかけて、イタリアのストレーザにおいてG7財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された声明における金融関連の主なポイントを紹介したい。
 - ・ まず、金融システムの安定や規制上の論点に引き続き焦点を当てる必要性が再確認された。
 - ・ また、ノンバンク金融仲介（NBFI）に関して、同セクターの強靱性を強化するための金融安定理事会（FSB）の作業を強く支持している。具体

的には、オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチに係る FSB の政策勧告を、証券監督者国際機構（IOSCO）のガイダンスとあわせて実施することにコミットするとともに、レバレッジのモニタリング等にあたって必要となるデータの収集に関する取組を奨励している。

- ・ サイバーセキュリティに関しては、金融セクターにおけるサイバーの強靱性強化に引き続きコミットする旨が示された。加えて、G7 サイバー専門家グループ（G7 CEG）が 2024 年 4 月に実施したクロスボーダー協調演習が成功裏に完了したことを歓迎するとともに、G7 CEG に対し、サイバー脅威への備えや対応能力を向上するための作業をさらに推進することを求めた。
- ・ 暗号資産に関しては、金融活動作業部会（FATF）の取組として、FATF 基準のグローバルな実施を加速するための作業に加えて、DeFi や P2P 取引などから生じる新たなリスクに関する作業への支持が示された。FATF 基準の実施に関しては、2024 年 3 月に公表された実施状況一覧表を支持している。また、2023 年 5 月の G7 新潟声明で、G7 は、FSB 勧告等に整合的な形で実効的な規制監督上の枠組を実施するとコミットしたが、今回の G7 ストレイザ声明で当該コミットメントを再確認した。
- ・ 最後に、2023 年日本議長下で優先事項として取り上げた、自然災害に関する補償（プロテクション）ギャップの論点についても議論を継続している。幅広い分野で官民含む関係者の協働が必要な観点も含め、政府の取組を支えるものとして、自然災害に対する官民保険プログラムに関するハイレベル枠組が歓迎されている。この枠組みは OECD 及び保険監督者国際機構（IAIS）と共に G7 で策定された。

○ （クロスボーダー送金や移行計画といったその他の論点についても、声明に盛り込まれているため、関心に応じて資料を参照していただくと幸い。）

○ （今後は、6 月 13～15 日にイタリア・プーリアにて G7 首脳会議が開催される予定。）引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献していく。

（以 上）